



# かけはし

▶ 日本年金機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

▶ 日本年金機構公式X (旧Twitter) アカウント (@Nenkin\_Kikou)

## はじめに

皆様こんにちは！9月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、扶養親族申告書に係る電子申請サービスの内容や社会保険料（国民年金保険料）控除証明書に関する内容、また、遠隔手話通訳サービス及び文字チャットサービスについて掲載しています。

障害年金講座では、診断書交付時のお願いその⑤についてお伝えしています。

ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 目次

■ はじめに	.....	p.1
■ 機構からの連絡	.....	p.2
● 各種取組事業のスケジュールについて		
● 「令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の電子申請サービスの開始と扶養親族等申告書の送付		
● 「令和6年分 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付します		
● 遠隔手話通訳サービス及び文字チャットサービスを開始します		
● 住基連動による死亡保留の業務スケジュールのお知らせ		
● 令和6年度の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の送付について		
● 11月は「ねんきん月間」、11月30日（いいみらい）は「年金の日」です！		
■ 障害年金講座	.....	p.23
■ 広報の広場	.....	p.27
■ 地域の独自情報	.....	p.29
■ 編集後記	.....	p.29

## 機構からの連絡

### 各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和6年9月から令和6年11月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分 ● (単発) …今回限りの単発実施分 ▲ (新規) …新規の実施分

### 令和6年 9月

- (定例) 令和7年分の扶養親族等申告書の電子申請サービスの開始と扶養親族等申告書の送付  
→ 詳細は、本誌3頁をご確認ください。

- (定例) 年金生活者支援給付金の請求書(ターンアラウンド様式)の送付

### 令和6年 10月

- (定例) 国民年金保険料の全額免除・納付猶予申請勧奨を実施  
(ターンアラウンド申請用紙の送付及びマイナポータルへの免除TAの電子送付)  
→ 詳細は、本誌20頁をご確認ください。
- (定例) 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付  
→ 詳細は、本誌15頁をご確認ください。

### 令和6年 11月

- (定例) ねんきん月間・年金の日(11月30日)  
→ 詳細は、本誌22頁をご確認ください。
- (定例) 国民年金保険料の一部免除申請勧奨を実施  
(ターンアラウンド申請用紙の送付)
- (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)の送付

## 「令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の電子申請サービスの開始と扶養親族等申告書の送付 (特定事業部)

令和7年分の扶養親族等申告書（以下「申告書」という。）について、電子申請のお知らせと提出の受付及び紙の申告書のお知らせと提出の受付を開始します。

9月のお知らせを送付する方の提出期限は**令和6年10月31日（木）**です。

### ○扶養親族等申告書のお知らせの対象者

- 老齢または退職を支給事由としている年金の支給額が以下に該当する方。
- ・65歳未満の方：108万円以上
  - ・65歳以上の方：158万円以上
- （退職共済年金（JR、JT、NTT、農林共済）の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方の場合は、退職共済年金の支給額が80万円以上）

### <申告書の電子申請サービス>

令和7年分の申告書は、**令和6年9月5日（木）**からパソコンやスマートフォンで電子申請が可能です。電子申請すれば、紙の申告書を郵送する手間も切手代も不要です。

### ○対象者へのお知らせ

- ・マイナポータルとねんきんネットとの連携手続きを済ませており、電子申請の対象となる方には、**令和6年9月5日（木）**から順次、マイナポータルにお知らせをお送りします。併せて、ねんきんネットのIDを保有している方で、メールアドレスを登録してる方にはお知らせメールをお送りします。
- ・送付する紙の申告書に、電子申請を案内するリーフレットを同封します。前年の申告書を提出した方向けのリーフレットは7頁以降をご覧ください。

### ○電子申請の対象者

上記、令和7年分の申告書の対象の条件に該当する方は電子申請により提出が可能です。  
※ただし、ねんきんネットが利用できない旧法老齢年金の受給者の方、および、国外に居住する配偶者または扶養親族を控除対象としている方を除きます。

### ○電子申請の利用条件

- 電子申請を利用するためには、以下の手続きを済ませている必要があります。
- ・マイナンバーカードの取得
  - ・マイナンバーカードに署名用電子証明書のパスワード（6桁～16桁）を設定
  - ・マイナポータルの利用者登録
  - ・マイナポータルとねんきんネットの連携手続き
- （事前に手続きを行っていない方でも、手続きを行った後であれば電子申請は利用可能です。）

## <紙の申告書の送付>

令和6年9月中旬から、順次、扶養親族等申告書のお知らせの対象者（3頁参照）宛てに令和7年分申告書を送付します。

### ○申告書のレイアウト

令和7年は税制改正による申告書のレイアウトおよび提出方法は昨年と変更ありません。申告書のレイアウトは5～6頁をご覧ください。

### ○前年（令和6年）分の申告書を電子申請で提出した方へのお知らせ

前年分の申告書を電子申請で提出した方、または、事前にねんきんネットに申告書のペーパーレス化の登録をされている方には、紙の申告書は送付せず、マイナポータルへのお知らせによって、申告書のご案内をします。

ただし、提出期限（令和6年10月31日（木））までに提出のない方へは、11月に別途、お知らせハガキを送付します。

## <注意事項>

### ○電子申請により申告書を提出した方は、紙の提出は不要です。

電子申請により提出された方は、紙の申告書を別途提出する必要はありません。紙と電子申請で重複して提出しないよう、ご案内ください。

### ○電子申請には署名用電子証明書のパスワードが必要です。

マイナンバーカードへの署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）の設定方法等に関して市区町村へお問い合わせが想定されますので、必要な対応をお願いします。

### <電子申請に関する問い合わせがあった場合>

日本年金機構ホームページには、申告書の電子申請の操作方法、説明動画、Q&A等を令和6年9月5日（木）から掲載します。お客様から電子申請に関するお問い合わせがあった際は、こちらをご案内ください。



日本年金機構ホームページ

「個人の方の電子申請（扶養親族申告書）」

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_fuyo.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html)

## <ご不明な点がある場合>

### ○相談チャット

日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応しています。

### ○お問い合わせダイヤル

扶養親族等申告書に関するご不明な点がある場合のお問い合わせは「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」で受付します。お近くの年金事務所と併せてご案内ください。

#### 「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」

ナビダイヤル 0570-081-240

050から始まる電話の場合 (東京)03-6837-9932

#### お問い合わせ時間

月曜日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

(月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで)

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

- 0 ア 前年から「変更なし」で申告します。  
提出年月日および④受給者欄にご本人の氏名、電話番号を記入し、ご提出ください。他の項目はご記入不要です。
- イ 前年から「変更あり」で申告します。  
「作成と提出の手引き」をご覧ください。変更がない箇所も含め、該当項目をご確認ください。

※令和7年分扶養親族等申告書をスマートフォン等で電子申請により提出した場合は、本用紙の提出は不要です。

提出期限  
令和6年10月31日

提出年月日 令和 年 月 日

99999 99999 9999  
99999 99999 99999

<b>A 受給者</b>		下記①～③は該当なしの場合は記入不要です。	
フリガナ	ネンキン タロウ	① 本人障害	1.普通障害 2.特別障害
氏名		② 寡婦等 本人の年間所得見積額500万円以下	1.寡婦(子がいない女性の方) 2.ひとり親(子がいる方)
電話番号		退職所得を除いた所得見積額で要件に該当	4.寡婦 5.ひとり親
生年月日	昭和 31年 11月 30日	③ 本人所得	年間所得の見積額が900万円を超える場合は右の欄に○をしてください。

<b>B 控除対象となる配偶者</b>		④ 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者		⑤ 配偶者の区分		⑥ 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要	
フリガナ	ネンキン	ハナコ	配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が108万円以下の方		1.普通障害 2.特別障害		
氏名	年金	花子	上記以外の場合 「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください(収入がない方はゼロを記入)。		7 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要		
続柄	1.夫 2.妻		85 万円		1.同居 2.別居		
生年月日	1.明 3.大 5.昭 7.平	退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください(退職所得がない方は記入不要です)。		退職所得あり		7 同居等の区分 1.非居住者	
年 月 日	30 5 5			85 万円		8 配偶者老人区分 2.老人	
個人番号 (マイナンバー)	未収録					配偶者の所得見積額が48万円以下かつ70歳以上の場合に該当	

<b>C 扶養親族 (3人目以降は裏面にご記入ください)</b>		⑨ 控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※		⑩ 続柄		⑪ 生年月日		⑫ 障害		⑬ 同居等の区分		年間所得の見積額	
フリガナ	ネンキン	イチロウ	③ 子 4 孫		1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令		1.普通障害		1.同居 2.別居		48万円以下 48万円超		
氏名	年金	一郎	5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族		年 月 日 5 4 11		2.特別障害		2.30歳未満70歳以上 3.留学 4.障害者		退職所得あり 退職所得を除いた金額が48万円以下		
フリガナ	ネンキン	ジロウ	③ 子 4 孫		1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令		1.普通障害		1.同居 2.別居		48万円以下 48万円超		
氏名	年金	次郎	5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族		年 月 日 5 4 11		2.特別障害		2.30歳未満70歳以上 3.留学 4.障害者		退職所得あり 退職所得を除いた金額が48万円以下		

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

2309 1034 001 X

裏面

C 扶養親族(続き)

フリガナ	氏名	続柄	生年月日 年 月 日	障 害 等級の 区分	同級等の区分 1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級	年間所得の上限額 48万円以下 48万円超
フリガナ	氏名	子 孫 父母祖父母 兄弟姉妹 その他 養親等 2. 2級等以上の養親	1. 男、3. 女、5. 男 2. 年、9. 未	1. 普通 障害 2. 特別 障害	1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級	48万円以下 48万円超
フリガナ	氏名	子 孫 父母祖父母 兄弟姉妹 その他 養親等 2. 2級等以上の養親	1. 男、3. 女、5. 男 2. 年、9. 未	1. 普通 障害 2. 特別 障害	1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級	48万円以下 48万円超
フリガナ	氏名	子 孫 父母祖父母 兄弟姉妹 その他 養親等 2. 2級等以上の養親	1. 男、3. 女、5. 男 2. 年、9. 未	1. 普通 障害 2. 特別 障害	1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級	48万円以下 48万円超
フリガナ	氏名	子 孫 父母祖父母 兄弟姉妹 その他 養親等 2. 2級等以上の養親	1. 男、3. 女、5. 男 2. 年、9. 未	1. 普通 障害 2. 特別 障害	1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級	48万円以下 48万円超
フリガナ	氏名	子 孫 父母祖父母 兄弟姉妹 その他 養親等 2. 2級等以上の養親	1. 男、3. 女、5. 男 2. 年、9. 未	1. 普通 障害 2. 特別 障害	1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級	48万円以下 48万円超
フリガナ	氏名	子 孫 父母祖父母 兄弟姉妹 その他 養親等 2. 2級等以上の養親	1. 男、3. 女、5. 男 2. 年、9. 未	1. 普通 障害 2. 特別 障害	1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級	48万円以下 48万円超

D 摘要欄

12 摘要

---



---



---

個人番号(マイナンバー)について

- 番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- 記入がない場合でも、記入がないことだけを理由に申告書を不受理とすることはありません。
- 記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を準拠しています。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事務局企画課長  
法人番号 60-0001.2070001

◎「大切なお知らせ」で提出が必要となった方がご覧ください。

## [令和7年分]【継続】 扶養親族等申告書 作成と提出の手引き

### 【電子申請で提出する場合】

マイナンバーカードで本人確認を行い、マイナポータルとねんきんネットを連携すると、扶養親族等申告書がスマートフォンやパソコンで電子申請できます。電子申請なら**24時間提出でき、紙の申告書を郵送する手間も切手代も不要**です。是非ご利用ください。

紙の申告書による提出を希望される場合は、別紙【紙の申告書を提出する場合】をご覧ください。

#### 【利用上の注意】

スマートフォン(※)と年金受給者ご本人のマイナンバーカードをご用意ください。

マイナンバーカードに『**署名用電子証明書パスワード(英数字6桁～16桁)**』の**事前設定が必要**です。

パスワードを未設定またはお忘れの場合は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

(※)パソコンからも手続き可能です。**パソコンで手続きするためには、マイナンバーカードの読取装置が必要です。**

## 電子申請による提出の流れ



事前準備

### マイナポータルとねんきんネットの連携 【2ページを参照】

マイナポータルの利用者登録を行い、ねんきんネットとの連携手続きをしてください。  
事前に手続きを行っている場合は不要です。

ステップ1

### マイナポータルからねんきんネットにログイン 【3ページを参照】

マイナポータルにログインし、ねんきんネット内の扶養親族等申告書の提出ページに進みます。

ステップ2

### 扶養親族等申告書に入力 【4ページを参照】

必要な項目を入力します。

『扶養親族等申告書相談チャット』

前年の申告内容があらかじめ入力されているので、確認も変更も簡単です。

エラー等分らない部分は『扶養親族等申告書相談チャット』、  
日本年金機構ホームページQ&A、お問い合わせダイヤルへ。

二次元  
コード

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

ステップ3

### 電子署名を付与(提出の完了) 【5ページを参照】

入力内容の確認が完了したら、画面の案内に従って、ご自身で設定した**署名用電子証明書パスワード(英数字6桁～16桁)**を入力。

スマートフォンの裏面に年金受給者ご本人のマイナンバーカードをかざして読み取ります。

提出完了

### 提出した扶養親族等申告書の確認 【6ページを参照】

提出した扶養親族等申告書は画面上で確認ができます。  
入力に誤りがあった場合は、訂正して再提出も可能です。

## 事前準備

## マイナポータルとねんきんネットの連携

扶養親族等申告書の電子申請のためには、マイナポータルの利用者登録を行い、ねんきんネットとの連携手続きが必要です(事前に手続きを行っている場合は不要です)。

### お手元にご用意ください

※事前にスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールするようお願いします。

#### ①マイナンバーカード



#### ②数字4桁のパスワード

(例)

※マイナンバーカード受け取り時に設定した「利用者証明用電子証明書パスワード」

### 1. マイナポータルの利用者登録



←マイナポータルはこちら  
<https://myna.go.jp>

① マイナポータルのログイン画面を開き、**登録・ログイン** を選択。

② ご自身で設定した**数字4桁のパスワード**を入力の上、スマートフォンの裏面に**マイナンバーカード**をかざして読み取る。(※)

※スマートフォンの裏面にマイナンバーカードを押し当てて、動かさず、しばらくお待ちください。パソコンの場合は読取装置にカードをセットしてください。

③ 画面の案内に従い入力・選択。

▶ マイナポータルの利用者登録およびログインが完了

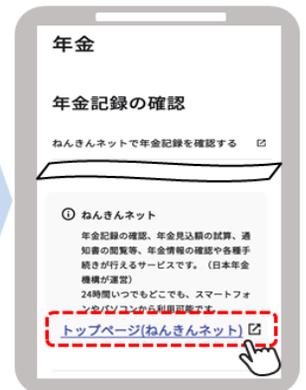


### 2. マイナポータルとねんきんネットの連携手続き

① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面の **年金** を選択。

▶ 「年金」の画面が表示されます。

**トップページ(ねんきんネット)** を選択。



② 「連携に同意する」をチェックし、**ねんきんネットと連携** ▶ を選択。

③ 「メールアドレスの登録/変更」からメールアドレスを入力。

▶ マイナポータルとねんきんネットの連携が完了

※平日8時～23時以外に連携手続きをした場合は、連携は次の営業日の8時以降に実施されます。マイナポータルにメールアドレスを登録しておく、連携が完了した際や、申請を受け付けた際にメールで通知されます。



## ステップ1

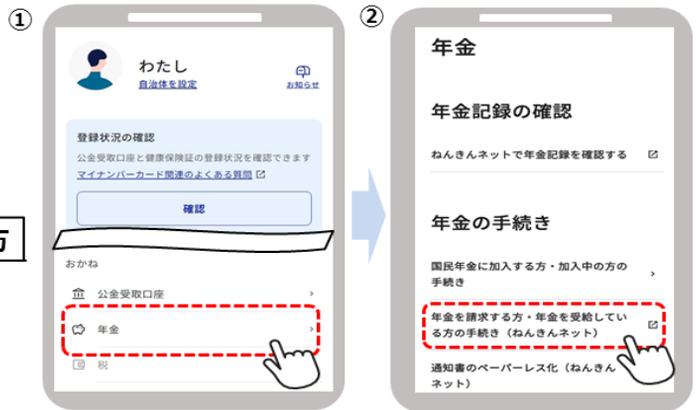
## マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ① マイナポータルにログインした状態で、  
トップ画面の **年金** を選択。

▶ 「年金」の画面が表示されます。

- ② **年金を請求する方・年金を受給している方  
の手続き（ねんきんネット）** を選択。

▶ ねんきんネットの「届書の選択」画面が表示  
されます。



### ※ 「ログイン(リセット要求)」が表示された場合

ねんきんネットにログインした後、何らかの操作の途中でマイナポータルの画面からもう一度ねんきんネットに入ろうとした場合や、「×」ボタンをタップしてウィンドウを閉じた場合など、ねんきんネットから正常にログアウトされていない場合があります。

その場合、再度ねんきんネットにログインすると、「ログイン(リセット要求)」画面が表示されます。画面右上の「ログアウト」ボタンを選択してログアウトし、再度①からやり直してください。

- ③ 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」について、

**届書を作成する** を選択。

▶ 「控除を受ける年金」を選択する画面が表示されます。



- ④ 扶養親族等申告書の提出を行う年金(※)を選択し、

**作成する** を選択。

※扶養親族等申告書の提出が可能な年金が複数ある場合は、  
2段で表示されます。

▶ 「申告書の作成」画面が表示されます。



## ステップ2 扶養親族等申告書に入力

⑤ **▶ 前年の申告内容の確認・変更内容の入力** を選択。

▶ 同じ画面の下部に前年の申告内容が表示されます。

申告内容が前年から変更があるか確認し、⑥-1(前年から変更がない方)、または、⑥-2(前年から変更がある方)に進む。



⑥-1(前年から変更がない方)

⇒他の入力を行わず、画面の下部の **▶ 申告書の内容確認** を選択。

▶ 「提出する申告書の内容確認」画面に前年の内容が表示されます。

⑥-2(前年から変更がある方)

⇒変更のある項目を変更、追加入力。入力が終わったら、画面の下部の **▶ 申告書の内容確認** を選択。

▶ 「提出する申告書の内容確認」画面に入力内容(変更した項目は赤字)が表示されます。

⑥



※1

※1:各欄の **?** を押すと説明文がポップアップで表示されます。

各欄で使用している用語の概要は7ページ、所得金額の計算方法の概要は8ページにあります。詳しくは電子申請の入力画面の各欄の説明文をご覧ください。

※2:あらかじめ入力されている対象者を申告書から削除する場合は

**配偶者情報を削除する**

**扶養親族情報を削除する**

を選択。



※2



⑦ 申告内容を最終確認。

申告内容に間違いがなければ、画面下部の **▶ 申告書を提出する** を選択。

▶ 「電子署名の付与」画面が表示されます。

間違いがある場合は **◀ 申告内容を修正する** を選択し、入力のページに戻る。

※エラー表示がされた場合

**▶ 申告書を提出する** を選択すると、マイナポータルアプリが起動します。その際に、「ブラウザ拡張のインストールが必要です」等のエラーメッセージが表示される場合があります。その場合は、ブラウザ用のマイナポータルアプリをインストールし、ブラウザの設定で「拡張機能」を有効にしてください。それでも解決しない場合は、マイナポータルQ&A等をご確認ください。



**ステップ3** ▶ **電子署名を付与(提出の完了)**

⑧ **年金受給者ご本人のマイナンバーカードと署名用電子証明書のパスワード(英数字6桁～16桁)を用意し、**

**▶ 電子署名を付与する** を選択。

▶ マイナポータル「パスワード入力」の画面が表示されます。

⑨ マイナポータル画面の案内に従って、署名用電子証明書のパスワードを入力。**スマートフォンの裏側に年金受給者ご本人のマイナンバーカードをかざして読み取る。**



※パソコンの場合は読取装置でマイナンバーカードを読み取る。

⑩ これで扶養親族等申告書の提出は完了です。提出が完了した旨が画面に表示されます。

※マイナポータルにメールアドレスを登録しておくと、申請を受け付けた際や申請の処理が完了した際に、状況が更新された旨がメールで通知されます。



電子申請で提出した場合、翌年は紙の申告書は送付せず、マイナポータルのお知らせのみを送信します。紙の申告書の送付を希望される場合は、ねんきんネットの「通知書のペーパーレス化」から変更できます。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

## 提出完了 提出した扶養親族等申告書の確認

### 扶養親族等申告書の受付状況の確認

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面下部の「やること」を選択。
- ▶ 電子申請により提出した申請書の状況が表示されます。

- ② 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を選択すると、詳細が表示されます。

- ・「完了」：申請書の処理が全て完了しています。
- ・「要再申請」：申請を受け付けましたが、申請に不備があり、再申請が必要です。詳細画面から再申請画面に進むことができます。
- ・「処理中」：受け付けした申請を日本年金機構において内容の確認等処理を行っているところです。「完了」になるまでお待ちください。完了するまでお時間がかかる場合がありますのでご了承ください。



### 扶養親族等申告書の提出内容の確認と訂正

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面の「年金」を選択。
- ▶ 「年金」の画面が表示されます。
- ▶ **トップページ(ねんきんネット)** を選択。
- ▶ ねんきんネットのトップ画面が表示されます。

- ② **届書を電子申請する** を選択。
- ※パソコンの場合は **届書を申請する** から **届書を電子申請する** を選択。

- ③ 「申請済みの届書を確認する」の **確認する** を選択。

- ④ 「申請済みの届書一覧」の確認する扶養親族等申告書の **照会** を選択。
- ▶ 申告内容の詳細が表示されます。
- ⇒ 修正して再提出する場合は、画面下部の **申告内容を修正し再提出する** を選択。



用語等の説明(概要)

1. 「控除対象となる配偶者」の要件

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る)で、年間所得の見積額が以下に該当する方が対象です。配偶者の収入が「年金のみで65歳以上の場合158万円以下、または65歳未満の場合108万円以下の年金額」の場合は配偶者の所得は「48万円以下」に該当します。

<配偶者控除等(源泉徴収時)の要件>

		配偶者所得		
		48万円以下	48万円超～ 95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除 (※1)	
	900万円超	障害者控除 (※2)	控除対象外 (※3)	

- ※1: 配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。
- ※2: 配偶者が障害者でない場合には、控除の対象外です。
- ※3: 上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者(特別)控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

2. 「控除対象となる扶養親族」の要件

受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象です。48万円を超える場合は所得控除の対象外です。16歳未満の扶養親族は所得控除の対象外ですが、障害者に該当する場合は障害者控除を受けることができます。

3. 「普通障害者」・「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区別されます(障害年金の等級とは一致しません)。代表的な例は次のとおりです。その他については電子申請の入力画面から『日本年金機構ホームページ』をご覧ください。

障害の内容	1.普通障害者	2.特別障害者
精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が3級から6級の方	障害の程度が1級または2級の方

4. 「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をしていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、以下の条件に該当する方です。

本人の所得	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係(※3)	控除の区分
500万円以下(※1)	男性	子(※2)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	女性	子(※2)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
		扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦

- ※1: 500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと500万円以下となる場合は、**地方税の控除対象となります**。地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと要件に該当する」にチェックしてください。
- ※2: 他の方の同一生計配偶者・扶養親族にならず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限り、48万円を超える所得がある子は所得税の控除対象になりませんが、**退職所得を除くと48万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります**。地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと要件に該当する」にチェックしてください。
- ※3: 住民票の続柄欄に「夫(未届)」「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

## 「年間所得の見積額」の計算方法

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。**複数の収入がある方は、種類ごとの所得の見積額を計算し、その金額を合計した額が所得金額となります。**公的年金、給与以外の所得の計算方法等、詳しくは国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

### 1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額(A)」-「公的年金等控除額」=「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。「公的年金等控除額」は年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額に応じて異なります。

#### ●収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合の公的年金等控除額

年金を受け取る人の年齢	その年に受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
65歳以上 (昭和36年1月1日以前生まれ)	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円
65歳未満 (昭和36年1月2日以後生まれ)	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円

●公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得の見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります(年金額が410万円を超える場合や、公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合の計算式は『日本年金機構ホームページ』等をご確認ください)。

### 2. 収入が給与の場合の計算方法

「給与の収入金額(B)」-「給与所得控除額」-「所得金額調整控除額」=「給与所得の金額」

#### (1) 給与所得控除額

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額(B)	給与所得控除額	給与の収入金額(B)	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円	360万円超 660万円以下	(B)×20% + 44万円
162万5千円超 180万円以下	(B)×40% - 10万円	660万円超 850万円以下	(B)×10% + 110万円
180万円超 360万円以下	(B)×30% + 8万円	850万円超	195万円

#### (2) 所得金額調整控除額

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除額」が控除されます。

##### ①公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = 年金所得額(※) + 給与所得控除後の給与等の額(※) - 10万円

※10万円を超える場合は10万円

##### ②給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する。
- ・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・23歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額 = (給与の収入金額(※) - 850万円) × 10% ※1,000万円を超える場合は1,000万円

**「令和6年分 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付します  
(特定事業部・国民年金部・総合戦略室)**

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です)。

社会保険料控除の適用を受けるためには、年末調整や確定申告の際に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(又は領収証書)を添付する必要があります。

日本年金機構からは下記のスケジュールで「令和6年分 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を対象者宛てに送付します。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の送付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告ができるため、電子版を推奨しています。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます(希望の登録をすると郵送されなくなります)。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付	令和6年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵送	令和6年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。)	電子送付	令和7年1月下旬
		郵送	令和7年2月上旬

**注意**

国民年金保険料を納付した時期によって、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の送付時期が異なります。

お客様から控除証明書の送付時期についてお問い合わせがあったときは注意が必要です!



次頁は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関するQ&Aです。お客様からのお問い合わせにぜひご活用ください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するQ&A

	Q：質問	A：回答
1	「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」とは何ですか。	<p>「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（以下「控除証明書」といいます。）は、令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日）に納付した国民年金保険料の納付額を証明する書類です。</p> <p>国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合には、年末調整・確定申告の際にこの控除証明書や領収証書を申告書に添付することが義務付けられています。</p>
2	社会保険料控除とは何ですか。	<p>社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料（国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険など）を納めたとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。</p> <p>申告できる金額は、令和6年中に納めた社会保険料の金額です。</p>
3	控除証明書はどのような人に送付されるのですか。	<p>令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に、国民年金保険料を納付した方（被保険者ご本人宛）に送付します。</p>
4	控除証明書はいつ受け取れるのですか。	<p>令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方には、日本年金機構より電子版を令和6年10月中旬から下旬にかけて電子送付する予定です。書面は令和6年10月下旬から11月上旬にかけて郵送する予定です。</p> <p>なお、令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に、国民年金保険料を納付した方（※）には、電子版を令和7年1月下旬に電子送付する予定です。書面は令和7年2月上旬に郵送する予定です。</p> <p>※令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方は除きます。</p>
5	被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）の加入者に控除証明書は送付されますか。	<p>被用者年金の加入者の方でも、令和6年中に国民年金保険料を一度でも納付した場合は、日本年金機構から国民年金保険料についての控除証明書を送付します。</p> <p>なお、被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）の保険料については、お勤め先で控除額を算出の上、市区町村や税務署に届出しますので、日本年金機構で被用者年金の保険料について控除証明書を作成し、その加入者の方に送付することはありません。</p>
6	電子版の控除証明書はどうすれば受け取れるのですか。	<p>控除証明書の電子送付までにマイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」に電子版の控除証明書が届きます。</p> <p>登録が間に合わなかった場合は、「ねんきんネット」から再交付申請を行うことで受け取れます。</p>

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせについては、以下の（１）～（３）でお受けしています。

### （１）「控除証明書相談チャット（24時間対応）」

日本年金機構ホームページに、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお客様からの照会に対して、チャットの形式で自動的に応答するチャットボットを開発しています（令和6年分への更新は令和6年10月下旬予定）。

### （２）「日本年金機構ホームページ」

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q & A）等について、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載しています（令和6年分への更新は令和6年10月上旬予定）。

日本年金機構

検索

### （３）「ねんきん加入者ダイヤル」

#### ◆ 電話番号

（ナビダイヤル） **0570-003-004**

050から始まる電話の場合は、**（東京）03-6630-2525**

#### ◆ 受付時間

・月～金曜日 午前8：30～午後7：00

・第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



#### ◆ 留意事項

- 「ナビダイヤル（0570から始まる番号）」と「一般電話（03から始まる番号）」は、通話料金がかかります（ナビダイヤルは通話料定額プラン対象外です）。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。



また、本誌27～28頁の「広報の広場」に市区町村広報紙用の原稿を掲載しました。市区町村広報紙を通じて、地域住民の方に広くご理解いただくため、是非ともご利用ください。

## 遠隔手話通訳サービス及び文字チャットサービスを開始します

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では令和6年10月から、聴覚に障害のあるお客様への利便性向上を目的とした遠隔手話通訳サービス及び文字チャットサービスを本格実施します。

### 遠隔手話通訳サービス及び文字チャットサービスについて

#### ●遠隔手話通訳サービス

お客様のスマートフォン又はタブレットを使用して、ビデオ通話による手話通訳者を介して年金等に関する相談を行う手話通訳サービスです。

#### ●文字チャットサービス

職員の回答や説明の音声を筆記者がお客様のスマートフォン又はタブレットに文字で表示すること（文字チャット）で、お客様にお伝えするサービスです。



**日本年金機構**  
Japan Pension Service

# 遠隔手話通訳サービス

遠隔手話通訳はスマートフォンのテレビ電話機能を利用して遠隔から通訳を行うサービスです。

### 利用手順

- 1 読み取って**  
ご自身のスマートフォン、タブレット端末等で二次元コードを読み取りアクセスします。
- 2 タップして**  
【通話開始】のアイコンをタップします。
- 3 つなげて**  
マイク・カメラへのアクセスが求められた場合「許可」を押してから接続します。
- 4 はじめる**  
手話通訳者を介して、職員と会話します。
- 5 おわるとき**  
終了する時は画面をタップし、終了のアイコンをタップして終了します。

### 利用イメージ

スマートフォンに向かって手話で話す → マナーモードは解除する → スピーカーから手話通訳者の声 → 手話通訳者が手話で伝える → スマートフォンのマイクに話す

利用者 → 職員 → 利用者 → 職員

遠隔手話通訳

### 注意事項

※一部のAndroid端末(Xperiaの特定機種等)には対応していません。  
また、Galaxyの場合「設定」内で「ブラウザアプリ」を「Chrome」に変更していただく必要がございます。  
※通訳者の声が職員に聞こえていない場合、スピーカーのボリュームを上げてください。

「動作環境について」  
  
<https://plusvoice.co.jp/pvrtc/faq.php>  
確認日：令和6年7月23日

聴覚に障害のあるお客様から、手話・筆談による年金相談のご要望がありましたら、こちらのサービスをご案内ください。

日本年金機構では、今後も引き続き障害のあるお客様への利便性の向上に取り組んでまいります。



# 住基連動による死亡保留の業務スケジュールのお知らせ

(年金給付部)

## <住基連動による死亡保留の業務スケジュールについて>

住基連動で死亡情報が確認できた場合の死亡保留の入カスケジュールについてお知らせします。

### 【業務スケジュール】

項目	年月	令和6年			令和7年		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
各自治体での異動情報の入力		9/4~10/2までに死亡届を処理	10/3~11/5までに死亡届を処理	11/6~12/2までに死亡届を処理	12/3~1/6までに死亡届を処理	1/7~2/3までに死亡届を処理	2/4~3/4までに死亡届を処理
異動者情報照会 (日本年金機構⇄J-LIS)		3 9	6 12	3 9	7 14	4 10	5 11
受給者原簿更新 (死亡保留)		15 16	15 18	12 13	17 20	14 17	14 17
「未支給年金のお知らせ」 対象者情報抽出		31	29	27	31	28	31
「未支給年金のお知らせ」 発送日			18	16	21	18	17

### (参考)

#### ○令和6年10月の業務スケジュールの見方

- 各自治体で9月4日から10月2日までに入力された死亡の異動情報については、10月3日から10月9日の間で機構の受給者情報とJ-LISの情報を突合します。
- 死亡情報が確認できた場合は、10月15日から10月16日に死亡保留処理（受給者原簿更新）が行われ、11月以降の振込は停止されることとなります。
- その後、10月31日の「未支給年金のお知らせ」対象者情報抽出日の前日までに死亡失権が入力されなかった場合は、11月18日に「未支給年金のお知らせ」が死亡者の住所宛てに送付されることとなります。

項目	年月	令和6年	
		10月	11月
各自治体での異動情報の入力		9/4~10/2までに死亡届を処理	10/3~11/5までに死亡届を処理
異動者情報照会 (日本年金機構⇄J-LIS)	①	3 9	6 12
受給者原簿更新 (死亡保留)	②	15 16	15 18
「未支給年金のお知らせ」 対象者情報抽出	③	31	29
「未支給年金のお知らせ」 発送日			18

## 令和6年度の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の送付について

(国民年金部)

### 1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書の送付について

国民年金保険料の免除または納付猶予に該当すると見込まれる方に送付する「国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ターンアラウンド様式）（以下「免除TA申請書」という。）」について、以下のとおり実施します。

令和6年能登半島地震による災害に伴い石川県及び富山県における国税に関する申告期限等が延長されたことから、対象者抽出日時時点で石川県内及び富山県内の市町村に住所がある者を除く。

	全額免除または納付猶予 該当見込み者	一部免除該当見込み者
対象者	令和6年7月分保険料が未納の方で、令和5年における本人・配偶者・世帯主の所得金額、扶養情報により <b>全額免除</b> または納付猶予に該当すると見込まれる方	令和6年7月分保険料が未納の方で、令和5年における本人・配偶者・世帯主の所得金額、扶養情報により <b>一部免除</b> （4分の3免除、半額免除、4分の1免除）に該当すると見込まれる方
発送時期	10月16日（予定）	11月13日（予定）
発送物	・ 免除TA申請書 ・ 免除制度等ご案内リーフレット ・ 個人情報保護シール	

免除TA申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和6年度分（令和6年7月から令和7年6月分）の免除・納付猶予を申請することができます。

なお、学生の方や令和6年6月分以前の期間の免除・納付猶予については、今回送付する免除TA申請書では申請できません。

（免除TA申請書のレイアウトについては、次頁をご覧ください。）

### 2. マイナポータルへの免除TA申請書の電子送付について

免除TA申請書の送付対象者のうち、全額免除または納付猶予該当見込みの方でマイナポータルとねんきんネットを認証連携している方には、マイナポータルの「お知らせ（電子ポスト）」に免除TA申請書を電子送付します。

なお、マイナポータルとねんきんネットを認証連携していない方には、お知らせメッセージのみ電子送付します。



11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆様にも公的年金制度に対する理解を深めていただくための取組を行っています。

また、11月30日の「年金の日」は、国民の皆さまに「ねんきんネット」等を活用してご自身の年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的としています。

なお、令和6年度の「年金の日」(11月30日)は土曜日ですが、分室を除く、全ての年金事務所でも年金相談を実施します。

## 「ねんきん月間」や「年金の日」の主な活動予定

### ● 年金セミナーや年金制度説明会の実施

教育機関や企業等で、年金セミナーや年金制度説明会を、全国各地の様々な場所(市区町村、自治会、商業施設及びその他イベント会場等)で出張年金相談会をそれぞれ実施します。なお、年金セミナー・年金制度説明会は、オンライン形式でも行っています。

### ● 「わたしと年金」エッセイアニメーション動画の公開

「わたしと年金」エッセイの過去受賞作品をアニメーション化し、厚生労働省YouTubeへのアップロード及び日本年金機構ホームページへの掲載を行います。

### ● 日本年金機構公式X(旧Twitter)でのミニ講座の発信

日本年金機構公式X(旧Twitter)を活用した公的年金制度や手続きの案内に関するミニ講座を発信します。

### ● 日本年金機構ホームページ内に「ねんきん月間」ページを設置

全国の年金事務所の取り組み案内のほか、分かりやすく年金制度について学べるコンテンツを掲載予定です。

### ● 「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ受賞作品の公表

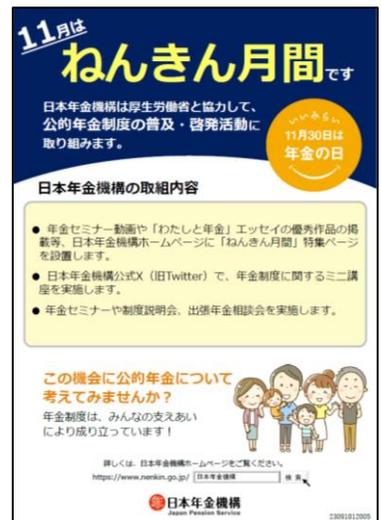
例年、広く国民の皆様から、応募者ご自身やご家族との公的年金制度の関わり、公的年金への考えなどをテーマにしたエッセイを募集しており、令和6年度の受賞作品を日本年金機構ホームページに公開する予定です。

### ● 年金委員表彰式の開催

年金委員(※)の公的年金に係る事業の円滑な推進、年金委員活動の更なる活性化を目的として、功績が特に顕著と認められる方に対し、表彰状を授与します。

※ 年金の制度や手続きについて、会社や地域において周知・啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。

令和5年度「ねんきん月間」ポスター



令和5年度「年金の日」ポスター



各自治体の皆様方におかれましても、「ねんきん月間」及び「年金の日」趣旨をご理解いただき、掲示や周知にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

# 障害年金講座

第41回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



～ちょっと気になる 心疾患について～  
心疾患に関する疑問を掲載するので参考にしてください。

Q1 「先天性心疾患」の初診日は「誕生日」としてよろしいでしょうか。

A1

「先天性心疾患」は具体的な症状が出現し、初めて診察を受けた日が初診日となります。初診日を証明する書類が必要です。  
※20歳前に初診日がある障害基礎年金の請求については、「初診日証明手続きの簡素化」ができる場合があります。詳しくは「かけはし別冊 障害年金講座②」をご覧ください。

Q2

障害認定基準において、「CRT（心臓再同期医療機器）」や「CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）」を装着した場合の障害等級は2級とされていますが、すべてそのように認定されますか。

A2

「CRT」や「CRT-D」の装着については、障害認定基準「第11節/心疾患による障害」の「2 認定要領」の(9)「⑦重症心不全」に分類されています。軽度の心不全または無症状の心臓機能低下に対しても2級に認定されるわけではありません。

さて、今回のテーマは、

診断書交付時のお願い その⑤

です。

## 診断書交付時のお願い

- 「診断書の記載漏れ防止」の観点より、診断書交付時に記入上の注意について可能な限り説明をお願いします。
- 診断書にあります記入上の注意は、切り離さないまま診断書作成医に渡していただくよう説明をお願いします。
- 今回は「循環器疾患の障害用」の「診断書」と「記入上の注意」（表裏両面）をセットにしたものを掲載しました。両面印刷し、診断書と一緒に病院に持参できるように診断書交付時にご活用ください。（他の診断書も随時掲載していく予定です。）

国民年金 厚生年金保険 診断書 (循環器疾患の障害用)

Form with fields for patient information (Name, Sex, Date of Birth), medical history (Onset, Diagnosis, Treatment), and insurance status (Insured, Premiums Paid).

障害の状況

Table for '障害の状況' (Status of Disability) with columns for Date, Category (e.g., 1. Symptoms, 2. Regional Status, 3. NYHA Classification, 4. Examination Findings), and Description.

様式第120号の6-(1) (持参用表)

記入上の注意

1 この診断書は、国民年金または厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日に)において、国民年金法施行令別表または厚生年金保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、または、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間に、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものである。

また、この診断書は、国民年金または厚生年金保険の年金給付の対象となるかどうかを証明するものである。についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものである。

2 ③の欄は、この診断書を作成するための診療日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。

3 ⑤の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。

4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。①の欄については本人の障害の程度および状態に無関係な欄に記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しなければならない場合は、別に紙片を貼りつけてそれに記入してください。

②の欄「4 検査所見」の(3)～(6)については、検査を行った場合には、該当する項目に現症日の直近の結果を記入してください。

③の欄「4 検査所見」の「(6) 血液検査」は、どちらか一方の検査数値を記入してください。

④の欄「6 重症心不全」については、重症心不全に該当する場合は②の6欄に記入してください。なお、重症に該当しない者が「(3)心臓再同期医療機器(CRT)」または「(4)除細動器機能付き心臓再同期医療機器(CRT-D)」を装着した場合は、装着年月日や医療機器(CRTまたはCRT-D)を⑤備考欄に記入してください。

⑤の欄「7 高血圧症」の「(4)眼底検査所見」は、過去3か月間において、病状を最もよく表している検査の所見を記入してください。

5 心電図所見のあるものは、この診断書の外に、心電図(コピー)を必ず添えてください。

6 診断書の記載要領を日本年金機構のホームページに掲載していますのでご参照ください。また、日本年金機構のホームページに掲載しているExcel形式の診断書様式を使用してください。



検索

(お願) 文字等の欄は、記入漏れがないように記入してください。

本人の障害の取扱いおよび状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)



診断書の太文字の欄は、記入漏れが無いよう記入していただくこととなっています。

⑧欄

診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日)

⑪欄

循環器疾患 (平成 令和 年 月 日現症)

⑪欄-1、3欄

1 臨床所見	
(1)自覚症状	(2)他覚所見
動悸 (無・有・著)	チアノーゼ (無・有・著)
呼吸困難 (無・有・著)	浮腫 (無・有・著)
息切れ (無・有・著)	頭静脈怒張 (無・有)
胸痛 (無・有・著)	ばち状指 (無・有)
咳 (無・有・著)	尿量減少 (無・有)
痰 (無・有・著)	器質的雑音 (無・有)
失神 (無・有)	(Levine 度)
3 心機能分類 (NYHA) ( I・II・III・IV )	

⇒ 記入漏れが無いようにお願いします。

※障害に関する検査が実施されていない場合は該当欄に「未実施」又は「未測定」など、わかりやすく記入してください。

⑪-2欄

一般状態区分表 (平成・令和 年 月 日)

※ア～オから該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。

⑪-4欄

4 検査所見

(1) 心電図所見

- ① 安静時心電図 (平成・令和 年 月 日)
- ② 負荷心電図
- ③ ホルター心電図

(2) 胸部X線所見 (平成・令和 年 月 日)

- (3) 動脈血ガス分析値
- (4) 心カテーテル検査
- (5) 心エコー検査
- (6) 血液検査

※心電図所見「有」に○のあるものは、必ず心電図(コピー)を添付してください。

※障害に関する検査が実施されていない場合は該当欄に「未実施」又は「未測定」など、わかりやすく記入してください。

⑫欄

疾患別所見 (平成 令和 年 月 日現症)

※障害の程度および状態に無関係な欄に記載する必要はありませんが、無関係な欄は、斜線により抹消してください。

⑬欄

現症時の日常生活活動能力および労働能力(必ず記入してください。)

⑭欄

予後(必ず記入してください。)

※ 診断書作成医等の欄も、記入漏れが無いよう記入していただくこととなっています。

上記のとおり、診断します。

病院又は診療所の名称

所在地

年 月 日

診療担当科名

医師氏名

この日付は診断書の作成年月日となります。⑪⑫欄に記載する各検査年月日及び現症年月日以降の日付で作成してください。



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」について、市区町村広報紙用の原稿を2種類用意しました。市区町村広報紙を通じて、地域住民の方に広くご理解いただくため、是非ともご活用ください。

## 原稿 1

### 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日）に納められた保険料の全額です（令和6年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告ができるため、電子版を推奨しています。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます（登録をすると郵送されなくなります）。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付	令和6年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵送	令和6年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。)	電子送付	令和7年1月下旬
		郵送	令和7年2月上旬

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。



## 原稿2

### 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付スケジュールは下記のとおりです。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告ができるため、電子版を推奨しています。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます（登録をすると郵送されなくなります）。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付	令和6年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵送	令和6年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。)	電子送付	令和7年1月下旬
		郵送	令和7年2月上旬

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせは下記へご連絡ください。

#### (1) 「控除証明書相談チャット（24時間対応）」

日本年金機構ホームページに、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお客様からの照会に対して、チャットの形式で自動的に応答するチャットボットを開設しています（令和6年分への更新は令和6年10月下旬予定）。ぜひご利用ください。

#### (2) 「日本年金機構ホームページ」

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等について、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載しています（令和6年分への更新は令和6年10月上旬予定）。



#### (3) 「ねんきん加入者ダイヤル」

##### ◆電話番号

（ナビダイヤル）0570-003-004

050から始まる電話の場合は、（東京）03-6630-2525

##### ◆受付時間

・月～金曜日 午前8：30～午後7：00

・第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※土日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



## 地域の独自情報

## 編集後記

照りつけるような暑さも徐々に落ち着き、少しずつ過ごしやすい季節になってきました。とは言うものの、まだまだ日中は30度を超える日もあって日傘が手放せません。お盆の少し前に実家へ帰省したのですが、あまりの暑さにほとんど家の中で過ごし、出かけるのは夕方以降…という日が続きました。今から秋が待ち遠しいです。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。今後も、どうぞよろしくお願いいたします。